

第50回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2016年(平成28年)6月22日(水曜日)

午前10時

(当日は、午前9時より受付を開始いたします。)

開催場所 東京都大田区雪谷大塚町1番7号

アルプス電気(株)本社 1階ホール

(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

目次

第50回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名選任の件	11
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	18
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件	25
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	26
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬型ストック・オプション制度の具体的な内容決定の件	27
(添付書類)	
事業報告	29
連結計算書類	48
計算書類	51
監査報告書	53
会場ご案内図	

アルパイン株式会社

証券コード：6816

株主各位

東京都品川区西五反田一丁目1番8号
アルパイン株式会社
代表取締役社長 宇佐美 徹

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの熊本県を中心とする地震により被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「4. 招集にあたっての決定事項」をご参照のうえ、2016年6月21日(火曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2016年(平成28年)6月22日(水曜日) 午前10時
(当日は、午前9時より受付を開始いたします。)
2. 場 所 東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプス電気(株)本社 1階ホール(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1) 第50期(2015年4月1日から2016年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2) 第50期(2015年4月1日から2016年3月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬型ストック・オプション制度の具体的な内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

3頁～4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

5. インターネット開示についてのご案内

本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ(<http://www.alpine.com/j/investor/information/meeting.html>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

従いまして、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類または計算書類の一部です。

以上

【総会当日ご出席の株主の皆様へ】

- 1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 2) 株主様ではない代理人及びご同伴の方、お子様など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。
- 3) 株主様に当社をより深くご理解いただきたく、株主総会終了後に『株主懇談会』を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようご案内申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（5頁～28頁）をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

A 株主総会への出席による
議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第50回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

B 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、
2016年6月21日（火曜日）午後5時00分までに到着するようにご返送ください。

C インターネットによる
議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、
2016年6月21日（火曜日）午後5時00分までにご行使ください。
詳しくは、次頁をご覧ください。

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会にご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.alpine.com/j/investor/information/meeting.html>) に掲載いたしますのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

1 インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※ から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。

※ 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

2 パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合など株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

3 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

4 株主様以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

5 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 **0120-173-027**
(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

【機関投資家の皆様へ】

機関投資家の皆様は、議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の重要事項と位置付けており、連結業績をベースに「株主様への利益還元」、「競争力強化のための積極的な研究開発投資や設備投資」、「将来の事業成長に向けての内部留保」の3つのバランスを考慮して利益配分を決定することを基本方針としております。

この方針に基づき、第50期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,034,005,395円となります。

これにより、中間配当金として1株につき15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき30円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2016年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社現行定款について、次の理由から所要の変更及び削除を行うものであります。なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

- (1) 2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により新たに創設された「監査等委員会設置会社」への移行に関する変更
社外取締役による業務執行の監督機能の充実を図り、モニタリング機能を強化することで、ガバナンスならびに企業価値の一層の向上に資すると判断し、監査等委員会設置会社に移行するために、次の変更を行うものであります。
- ① 監査等委員会設置会社へ移行するための規定を新設するものであります（変更案第4条）。
 - ② 監査等委員である取締役に関する規定を新設するものであります（変更案第18条第2項、第19条第4項、第20条第2項・第3項）。
 - ③ 第5章の標題を「監査役および監査役会」から「監査等委員会」に改め、「監査役会」に関する規定を「監査等委員会」に関する規定に置き換えるものであります（変更案第29条から第31条まで）。
- また、会社法上、常勤監査等委員の選定は要求されておりませんが、当社は常勤監査等委員を選定できることとするため、これを明記するものであります（変更案第30条）。
- ④ 取締役会の決議により、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができるようにする規定を新設するものであります（変更案第24条）。
 - ⑤ 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役に関する規定を削除するものであります（現行定款規定第28条から第36条まで）。
 - ⑥ 監査等委員会設置会社への移行に伴い、既定の条文にその他の所要の変更を行うものであります（変更案第19条第1項、第23条第1項・第2項、第25条及び第26条）。
- (2) 責任限定契約の締結の対象範囲の拡大
責任限定契約の締結の対象範囲を現行定款の社外取締役から非業務執行取締役等に拡大するものであります（変更案第28条）。当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 剰余金の配当等の決定機関
機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能にするため、剰余金の配当等を取締役会決議によっても行い得るよう、既定の条文に所要の変更及び新設を行うとともに（変更案第35条及び第36条）、同条の一部と内容が重複する現行定款第41条（中間配当金）を削除するものであります。
- (4) その他
上記のほか、規定の移動、削減及び表現の修正等、全般にわたって所要の変更や整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機関) 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (員数) 当社の取締役は16名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第19条 (選任) 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関) 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (員数) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は16名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>第19条 (選任) 取締役は<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり) ④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条（任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第21条（条文省略）</p> <p>第22条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②（条文省略）</p> <p>第23条（代表取締役および役付取締役） 代表取締役は取締役会の決議によって選定する。</p> <p>②取締役会の決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>（新設）</p>	<p>第20条（任期） 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③<u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条（現行どおり）</p> <p>第22条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②（現行どおり）</p> <p>第23条（代表取締役および役付取締役） 代表取締役は取締役会の決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から選定する。</p> <p>②<u>取締役会の決議をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。</p> <p>第24条（重要な業務執行の決定の委任） <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条（取締役会の決議の省略） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第25条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条（条文省略）</p> <p>第27条（社外取締役の責任限定契約） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条～第36条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第25条（取締役会の決議の省略） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第26条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第27条（現行どおり）</p> <p>第28条（取締役の責任限定契約） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>（削除）</p> <p>第29条（監査等委員会の招集通知） <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第30条（常勤監査等委員） <u>監査等委員会はその決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第31条（監査等委員会規則） <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="187 182 580 243">第6章 会計監査人 第37条～第38条 (条文省略)</p> <p data-bbox="187 273 571 326">第7章 計 算 第39条 (条文省略)</p> <p data-bbox="187 349 749 505">第40条 (剰余金の配当) 当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当 (以下、「期末配当金」という。) を行う。</p> <p data-bbox="187 530 258 560">(新設)</p> <p data-bbox="187 636 749 783">第41条 (中間配当金) 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当 (以下、「中間配当金」という。) をすることができる。</p> <p data-bbox="187 833 742 954">第42条 (配当の除斥期間) 期末配当金および中間配当金は支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p>	<p data-bbox="775 182 1165 243">第6章 会計監査人 第32条～第33条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="775 273 1156 326">第7章 計 算 第34条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="775 349 1332 505">第35条 (剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p data-bbox="775 530 1324 606">第36条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p data-bbox="775 628 858 659">(削除)</p> <p data-bbox="775 833 1329 954">第37条 (配当の除斥期間) 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。本総会終結の時をもって、現在の当社取締役12名は、定款第20条の定め及び監査等委員会設置会社への移行により、全員任期満了となりますので、監査等委員である取締役とは区別して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第2号議案）の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> う さ み とおる 宇佐美 徹 (1950年5月15日) 	1974年 4月 当社入社 2004年 6月 同 取締役 同 米州担当 2008年 6月 同 常務取締役 同 技術・開発統括 2009年 6月 同 専務取締役 2010年 6月 同 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD. 董事長 NEUSOFT CORPRATION 董事	10,000株
【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 宇佐美 徹氏は、2010年に代表取締役社長に就任以来、事業の拡大を図るとともに2020年に向けた企業ビジョンとして「VISION2020」を策定するなど豊富な経験と幅広い知見に基づくリーダーシップを発揮しています。これらのことから、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
再任 4	<p style="text-align: center;">みずの なおき 水野直樹 (1955年2月17日)</p> 	<p>1984年10月 当社入社 2011年 6月 同 取締役 同 中国担当 2014年 6月 同 営業担当(現任) 2015年 6月 同 常務取締役(現任)</p>	5,500株
<p>【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 水野 直樹氏は、常務取締役として市販及び自動車メーカー向けビジネスの営業全体を統括し、グローバルのマーケティング戦略の策定・実行などリーダーシップを発揮しています。これらのことから、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
再任 5	<p style="text-align: center;">こばやし とし のり 小林俊則 (1960年1月14日)</p> 	<p>1997年 8月 当社入社 2009年 7月 同 理事 国際OEM担当 2010年 6月 同 取締役(現任) 同 営業担当 2014年 6月 同 欧州担当 2015年 6月 同 米州・欧州担当(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC. 会長 ALPINE ELECTRONICS (EUROPE) GmbH 社長</p>	3,000株
<p>【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 小林 俊則氏は、取締役として当社の主要市場である米州、欧州における責任者として事業拡大に努めるなどリーダーシップを発揮しています。これらのことから、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
再任 6	えん どう こう いち 遠藤 浩一 (1961年4月17日) 	1986年 4月 当社入社 2010年 4月 同 部長 製品開発副担当 2010年 6月 同 取締役(現任) 同 製品開発担当 2015年 6月 同 技術・開発副統括 2016年 1月 同 先行開発担当(現任)	5,600株
【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 遠藤 浩一氏は、取締役として複合化・高性能化が加速する車載情報機器における先行技術開発を強化・推進するなどリーダーシップを発揮しています。これらのことから、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			
再任 7	た ぐち しゅう じ 田口 周二 (1958年11月17日) 	1981年 4月 当社入社 2010年 7月 同 理事 O E M製品開発副担当 2013年 6月 同 取締役(現任) 同 O E M製品開発担当 2016年 1月 同 共通技術担当(現任)	3,200株
【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 田口 周二氏は、取締役としてソフト・ハードなど機能横断的なプラットフォーム開発を推進し、開発効率の改善を図るべくリーダーシップを発揮しています。これらのことから、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			

2. 片岡 政隆氏及び井上 伸二氏は、アルプス電気株式会社の業務執行者であります。同社は当社の親会社である特定関係事業者であり、同社における両氏の現在及び過去5年間の地位及び担当は上記のとおりであります。
3. 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案の承認可決を条件として、片岡 政隆氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員でない取締役とは区別して、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第2号議案）の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	新任 森岡 洋史 (1952年8月6日) 	1975年 4月 当社入社 2009年 6月 同 取締役 同 生産・購買担当 2010年 6月 同 常務取締役(現任) 2013年 6月 同 技術・開発担当(現任)	5,000株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 森岡 洋史氏は、モノづくりに係わる生産・購買、技術開発などの分野を統括するなど豊富な経験と知見を有しております。これらのことから、監査業務を行う適切な人材と判断したため、同氏を監査等委員である取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
<p>新任</p> <p>社外</p> <p>2</p>	<p>こ じ ま ひ で お 小島 秀雄 (1948年11月30日)</p> 	<p>1980年 3月 公認会計士登録</p> <p>2000年 5月 監査法人太田昭和センチュリー 常任理事</p> <p>2006年 5月 新日本監査法人副理事長</p> <p>2010年 9月 新日本有限責任監査法人シニア アドバイザー(2011年6月退任)</p> <p>2011年 6月 当社社外監査役(現任) 住友重機械工業株式会社社外監査役 (2015年6月退任) 小島秀雄公認会計士事務所開設 (現任)</p> <p>2013年 6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・ グループ社外監査役 (2015年6月退任)</p> <p>2015年 6月 住友重機械工業株式会社社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 住友重機械工業株式会社 社外取締役</p>	<p>0株</p>
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>小島 秀雄氏は、長年にわたり公認会計士として会計監査に携わるとともに他の企業で社外役員を務めるなど、専門的な知識に加え幅広い見識を有しています。この経験を活かし当社の経営に貢献して頂けると判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
新任 社外 3	はせがわ さとこ 長谷川 聡子 (1968年11月27日) 	1994年 4月 弁護士登録 森綜合法律事務所(現 森・濱田松本 法律事務所)入所 1997年 6月 Linklaters(ロンドン)出向 2007年 3月 森・濱田松本法律事務所退所 2007年 4月 末吉綜合法律事務所(現 潮見坂綜 合法律事務所)開設(現任) 2014年 6月 当社社外取締役(現任) 株式会社朝日ネット 社外取締役 (現任) 2015年 6月 白銅株式会社 社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社朝日ネット 社外取締役 白銅株式会社 社外監査役	0株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 長谷川 聡子氏は、長年にわたり弁護士として法律実務に携わるとともに国際経験や他の企業での社外役員を務めるなど、専門的な知識に加え幅広い見識を有しています。この経験を活かし当社の経営に貢献して頂けると判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<p>新任</p> <p>社外</p> <p>4</p>	<p>やなぎ だ なお き 柳田直樹 (1960年2月27日)</p> 	<p>1987年 4月 弁護士登録 柳田野村法律事務所(現 柳田国際法律事務所)入所(現任)</p> <p>2004年 6月 日本製紙株式会社 社外監査役 (2012年6月退任)</p> <p>2014年 6月 当社社外監査役(現任) 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社 社外監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社 社外監査役</p>	0株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>柳田 直樹氏は、長年にわたり弁護士として法律実務に携わるとともに他の企業での社外役員を務めるなど、専門的な知識に加え幅広い見識を有しています。この経験を活かし当社の経営に貢献して頂けると判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 小島 秀雄、長谷川 聡子、柳田 直樹の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- また、当社は、小島 秀雄、長谷川 聡子、柳田 直樹の3氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 小島 秀雄氏の当社における社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。また、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の監査等委員である社外取締役としての責務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 長谷川 聡子氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の監査等委員である社外取締役としての責務を適切に遂行することができるものと判断しております。

5. 柳田 直樹氏の当社における社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の監査等委員である社外取締役としての責務を適切に遂行することができるものと判断しております。
6. 当社は、小島 秀雄、長谷川 聡子、柳田 直樹の3氏との間で、3氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を新たに締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。
7. 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案の承認可決を条件として、森岡 洋史氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。
8. 柳田 直樹氏の上記略歴にある柳田国際法律事務所は、当社と法務の役務提供の取引関係がありますが、当事務所が当社から収受している対価の合計額は、当事務所の年間総収入金額の2%未満となっており、当社の独立性基準でいう多額には該当せず、柳田 直樹氏は十分に独立性を有していると判断しております。

(ご参考)「アルパイン株式会社 取締役選任基準」について

<社内・社外取締役共通>

1. 経営に関し客観的判断能力を有すると共に、経営判断能力、先見性、洞察力に優れていること
2. 遵法精神に富んでいること
3. 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
4. 業務遂行上、健康面で支障のないこと

<社外取締役>

1. 企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
2. 取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
3. 独立社外取締役については、以下の「独立性基準」に照らして独立要件を満たしていること

<社外取締役独立性基準>

当社は、当社の社外取締役が以下の基準項目のいずれにも該当しない場合は、独立性を有していると判断し、独立社外取締役とみなします。

1. 当社及びその親会社・連結子会社・兄弟会社(以下「当社グループ」という)の出身者(注1)
2. 当社の大株主(注2)
3. 当社グループの主要な取引先(注3)企業等の業務執行者、または、当社グループの主要な借入先(注4)企業等の業務執行者
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、税理士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者(注6)
7. 社外取締役の相互就任関係(注7)となる他の会社の業務執行者
8. 近親者(注8)が上記1から7までのいずれかに該当する者
9. 過去3年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：現に所属している業務執行取締役、その他これらに準じる者及び使用人（以下、業務執行者という）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注2：大株主とは、直近事業年度末において自己または他人の名義をもって議決権ベースで5%以上の保有株主をいう。大株主が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属の業務執

行者をいう。

注3：主要な取引先とは、当社グループの販売先または仕入先であって、その年間取引金額が当社または相手方の直近事業年度の連結売上高の2%を超えるものをいう。

注4：主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関でその借入金残高が直近事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注5：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。

(1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（取締役報酬を除く）が、年間1,000万円を超えるときを多額という。

(2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1,000万円を超えるときは多額とみなす。

注6：当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究その他の活動に直接関与する者）をいう。

注7：当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。

注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について、本議案のとおりご提案いたしたく存じます。

当社の取締役の報酬限度額については、2014年6月19日開催の第48回定時株主総会において、固定報酬、利益変動分賞与及び株式報酬型ストック・オプション制度という構成の報酬体系に移行し、一事業年度当たりの金銭報酬に関する報酬限度額を、年額5億円以内（うち社外取締役報酬年額1名当たり1,000万円以内。使用人兼務取締役の使用人分は含まない。）とご承認いただき、今日に至っております。

今般、上記のとおり、監査等委員会設置会社に移行いたしますが、経済情勢等諸般の事情を考慮し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報酬の支給限度額を、年額6億円以内（うち社外取締役報酬年額1名当たり1,000万円以内。使用人兼務取締役の使用人分は含まない。）といたしたく存じます。

なお、現在の取締役の員数は12名（うち社外取締役の員数は1名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時から取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名（うち社外取締役の員数は0名）となります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額について、本議案のとおりご提案いたしたく存じます。

監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加し、取締役による業務執行の監督を行うとともに、監査業務の職務を担うことから、その職責にふさわしい報酬水準といたしたく存じます。

つきましては、監査等委員である取締役に対する金銭報酬の支給限度額を、年額7,000万円以内といたしたく存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時から監査等委員である取締役の員数は4名となります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション制度の具体的な内容決定の件

現在の取締役の報酬等は、報酬等の額として2014年6月19日開催の第48回定時株主総会において、「年額5億円以内（うち社外取締役報酬年額1名当たり1,000万円以内。使用人兼務取締役の使用人分は含まない。）」としてご承認いただき、また、その範囲内において新株予約権を用いて株式報酬型ストック・オプションを付与することについてご承認いただいております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。それと同時に、従来の取締役の報酬枠に代えて、第5号議案の承認可決を条件に取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の額を決定させていただきます。つきましては、今後も従前と同様に、当社の業績と株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様との価値共有を高めるため、各事業年度において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、第5号議案にてご承認いただいた年額報酬等の範囲内で、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を、後記のとおり発行することといたしたいと存じます。

具体的には、新株予約権の割当てを受けた取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得させるものであります。

株式報酬型ストック・オプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時から取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名となります。

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は新株予約権1個当たり100株とする。なお、本議案の決議日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記のほか、決議日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式70,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、

付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

700個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として、当社取締役会で定める額とする。また、割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から40年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。なお、その他の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

以上

(添付書類)

事業報告

(2015年4月1日から
2016年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安による輸出関連企業の業績改善や個人消費の回復、訪日外国人の購買需要に支えられ、景気は緩やかな拡大を続けました。また、米国は雇用情勢や個人消費が堅調に推移するなか金融政策の正常化を進め、欧州は難民問題やテロなど様々なリスクを抱えつつも回復の兆しが見え始めました。一方、中国やブラジルなど新興国では景気の減速が懸念され、期後半より世界経済の先行き不透明感がいっそう強まりました。

カーエレクトロニクス業界は、原油安による米国自動車市場の新車販売好調に加え、自動車の高機能化による電子化の加速や、車載機器とスマートフォンとの機能融合に伴いナビゲーションやディスプレイ製品を核としたインフォテインメントシステムの需要が高まり、市場が拡大しました。しかしながら、世界最大規模となった中国自動車市場に減速感が見られたほか、欧州大手自動車メーカーによるディーゼル車排気ガス不正問題が発覚するなど、当業界に与える影響が懸念されました。

このような状況下、当社グループはビジネス拡大を図るため、自動車メーカーに対する技術提案を強化し受注確保に努めるとともに、新規受注を獲得した自動車メーカー向けビジネスの製品開発を加速させました。また、タイや中国、インドネシアで開催されたモーターショーに出展し、ナビゲーションを核とした車種専用ソリューションの訴求を図りました。更に東京モーターショーでは、ADAS(先進運転支援システム)に対応した次世代車載システムの近未来コックピットコンセプトモデルを展示、高機能かつ高付加価値製品を提案し、自動車産業におけるカーエレクトロニクス技術の役割拡大と重要性を提示しました。しかしながら、売上が減少したことに加え、製品モデルミックスも悪化したため、利益が減少しました。この結果、当連結会計年度の業績は、連結売上高2,730億円(前期比7.3%減)、営業利益54億円(前期比52.8%減)、経常利益61億円(前期比58.9%減)となり、親会社株主に帰属する当期純利益については、中国の持分法適用会社の事業再編に伴う売却益を特別利益に計上したことから106億円(前期比15.8%減)となりました。なお、当連結会計年度より「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号2013年9月13日)等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としています。

《音響機器事業》

当事業部門では、市販市場向け、自動車メーカー向け純正品ともに、オーディオ機能がナビゲーションやディスプレイ製品など情報・通信機器と融合し売上が減少するなか、臨場感のある高音質を訴求したスピーカーやアンプなどのサウンドシステム、自動車の燃費や環境に配慮し高評価を獲得した薄型・軽量スピーカーの売上拡大を図りました。しかしながら、当事業部門の主力である自動車メーカー向け純正品の売上が減少するなど、総じて厳しい状況で推移しました。

以上の結果、当事業部門の売上高は528億円(前期比16.0%減)となりました。

《情報・通信機器事業》

当事業部門では、国内市販市場に、業界に先駆け展開してきた車種専用の新製品、高精度液晶画面搭載10インチ大画面ナビゲーション及び大画面リアビジョンを投入、車種ごとに最適な車室内空間をデザインする高付加価値システムをお客様に提案し売上拡大を図りました。また、北米市販市場では車種専用大画面ナビゲーションの対応車種について、ターゲットをフォーカスした販売戦略へ方針転換を図るとともに、欧州市販市場ではEISA(European Imaging and Sound Association)より高評価を得た車種専用モデルの販売に注力するなど、海外展開を推進し新たな販路開拓に努めましたが、販売実績が伴わず厳しい状況で推移しました。

自動車メーカー向け純正品は、欧州高級自動車メーカーの新車販売が好調であったことから、ディスプレイ製品の売上が堅調に推移しました。しかしながら、北米及び中国における取引先自動車メーカーの一部車種のモデル切替えによる影響を受け、売上げは減少しました。

以上の結果、当事業部門の売上高は2,202億円(前期比4.9%減)となりました。

(2) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

設備投資については、将来の成長に備え、自動車メーカー向け大型プロジェクトに対応した金型や機械設備への投資など総額74億円の投資を実施しました。

なお、当連結会計年度における株式や社債発行及び長期借入金による資金調達はありません。

(3) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社の持分法適用関連会社であるNeusoft Corporation(東軟集団股份有限公司)の企業グループ再編に伴い、当社子会社が保有する同社株式の一部を売却し、当該売却資金を持株会社Neusoft Holdings及び新たに設立した合弁会社Neusoft Reach Automotive Technology(Shanghai) Co., Ltd.に出資しました。

(4) 企業集団の対処すべき課題

自動車の情報端末化や運転支援・自動運転技術などが進展するなか、インフォテインメントシステムは、カメラシステム、センサーなどを活用した安全機能との連携がますます重要となっています。更に自動運転分野へのIT業界を始めとする異業種の参入や、ビッグデータ、人工知能(AI)等、高度な情報処理の進化は、自動車産業のビジネスモデルのみならず、モビリティ社会や消費者のライフスタイルも一変させる可能性があります。

このような状況下において、当社グループは、より一層お客様のニーズにあった製品とサービスを提供するとともに、品質・機能を向上させた製品開発に努めます。特にソフト開発力強化を経営上の重要課題と認識し、業務提携やベンチャー企業への資本参加などにより先端技術開発を更に深耕するとともに研究開発投資の効率化を図っていきます。また、アルプス電気株式会社との連携を強化し、先進のコンシューマーエレクトロニクス技術やADAS(先進運転支援システム)のコアとなるデバイスと車載機器との融合に注力、自動車メーカー向けに車載情報システムのトータルソリューションを提供していきます。更にEV(電気自動車)やHV(ハイブリッド自動車)などエコカーへの関心が高まるなか、自動車の軽量・省電力化需要に対応した次世代製品の開発を推進していきます。

当社グループは「あなたのカーライフを豊かにするモバイルメディア・イノベーションカンパニーを目指します。」をビジョンステートメントとして掲げ、ものづくりメーカーとして創造的・革新的な価値創出に挑戦し、企業価値の向上を目指します。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第47期 (2012年度)	第48期 (2013年度)	第49期 (2014年度)	第50期 (当連結会計年度) (2015年度)
売上高 (百万円)	222,309	285,884	294,560	273,056
営業利益 (百万円)	2,305	9,813	11,523	5,434
経常利益 (百万円)	4,291	11,763	15,000	6,170
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,747	9,229	12,704	10,698
1株当たり当期純利益 (円)	25.05	132.27	183.42	155.14
総資産 (百万円)	168,061	190,694	211,309	205,182
純資産 (百万円)	109,991	125,218	144,223	143,805
自己資本当期純利益率 (ROE) (%)	1.7	7.9	9.5	7.5
総資産当期純利益率 (ROA) (%)	1.0	5.1	6.3	5.1

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数を用いて算出しています。
2. 自己資本当期純利益率（ROE）はそれぞれの前連結会計年度末と当連結会計年度末の自己資本の平均を用いて算出しています。
3. 総資産当期純利益率（ROA）はそれぞれの前連結会計年度末と当連結会計年度末の総資産の平均を用いて算出しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はアルプス電気(株)で、同社(同社の子会社を含む)は当社の株式28,369千株(議決権比率41.17%)を保有しています。

当社は親会社より材料の一部を仕入れています。

これらの取引については、市場価格をベースとし、競争原理に基づいて、公正な価格で行っています。当社取締役会は、親会社との取引が当社グループの利益を害するものではないと判断しています。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC.	53,000千USD	100.00	音響機器及び情報通信機器の販売
ALCOM ELECTRONICOS DE MEXICO, S.A. DE C.V.	7,700千USD	※100.00	音響機器・情報通信機器及び電子部品の製造販売
ALPINE ELECTRONICS (EUROPE) GmbH	1,000千EUR	100.00	音響機器及び情報通信機器の販売
ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.	33,500百万円	100.00	音響機器及び情報通信機器の製造販売
ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.	823,907千CNY	100.00	音響機器及び情報通信機器の販売
DALIAN ALPINE ELECTRONICS CO., LTD.	164,945千CNY	※100.00	音響機器及び情報通信機器の製造販売
TAICANG ALPINE ELECTRONICS CO., LTD.	206,593千CNY	※100.00	音響機器及び情報通信機器の製造販売
ALPINE ELECTRONICS OF ASIA PACIFIC CO., LTD.	241,000千THB	100.00	音響機器及び情報通信機器の販売
アルパインマーケティング(株)	310百万円	100.00	音響機器及び情報通信機器の販売
アルパインマニュファクチャリング(株)	275百万円	100.00	音響機器及び情報通信機器の製造販売

(注)※印は、子会社保有の議決権を含んでいます。

(7) 主要な事業内容 (2016年3月31日現在)

当社グループは、自動車用音響機器及び情報・通信機器の製造販売を主要な事業とし、かつ、これに附帯する事業を営んでいます。

各部門の主要な製品は次のとおりです。

区 分	主 要 製 品
音 響 機 器	CDプレーヤー、アンプ、オーディオプロセッサー、デジタルラジオ、スピーカー
情 報 ・ 通 信 機 器	カーナビゲーション、AVシステム、AVN一体機、ディスプレイ製品、DVD製品、カメラシステム、その他周辺機器
そ の 他	サービスパーツ（補修用部品）、その他付属品

(8) 主要な営業所及び工場 (2016年3月31日現在)

① 当社

本	社	東京都品川区西五反田一丁目1番8号	
事	業	所	いわき事業所 (福島県いわき市)
営	業	所	栃木営業所 (栃木県宇都宮市)

② 子会社

海 外	ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC.	アメリカ トーランス市
	ALCOM ELECTRONICOS DE MEXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ レイノサ市
	ALPINE ELECTRONICS (EUROPE) GmbH	ドイツ ミュンヘン市
	ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.	ハンガリー ビアトルバージ市
	ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市
	DALIAN ALPINE ELECTRONICS CO., LTD.	中国 遼寧省大連市
	TAICANG ALPINE ELECTRONICS CO., LTD.	中国 江蘇省太倉市
	ALPINE ELECTRONICS OF ASIA PACIFIC CO., LTD.	タイ バンコク市
国 内	アルパインマーケティング(株)	東京都 品川区
	アルパインマニュファクチャリング(株)	福島県 いわき市

(9) **使用人の状況** (2016年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
音響機器事業	2,790名	152名減
情報・通信機器事業	8,931名	690名増
全社（共通）	187名	27名増
合計	11,908名	565名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,122名	25名増	43.1歳	18.3年

(注) 使用人数は、就業人員（当社から社外への出向者は除く）です。

(10) **主要な借入先及び借入額** (2016年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2016年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 160,000,000株
- ② 発行済株式の総数 68,933,693株(自己株式850,808株を除く)
- ③ 株主数 4,645名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
アルプス電気株式会社	28,215千株	40.93%
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04	2,563	3.72
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	2,451	3.56
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15PCT TREATY ACCOUNT	2,165	3.14
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	1,387	2.01
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/INV 10	1,249	1.81
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	1,155	1.68
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,064	1.54
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	950	1.38
EVERGREEN	821	1.19

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。
2. 当社は、自己株式850千株を保有していますが、議決権がないため上記の大株主より除外しています。
3. プラチナム・インベストメント・マネージメント・リミテッドから2016年11月17日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、3,709千株(自己株式を除く発行済株式の総数に対する割合5.38%)の当社株式を所有している旨の報告を受けていますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項

	アルパイン株式会社 第1回 新株予約権	アルパイン株式会社 第2回 新株予約権
発行決議の日	2014年6月19日	2015年6月18日
新株予約権の数	204個	136個
保有者数	取締役 8名 (社外取締役及び 非常勤取締役を除く)	取締役 10名 (社外取締役及び 非常勤取締役を除く)
新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	普通株式 20,400株 (1個につき100株)	普通株式 13,600株 (1個につき100株)
新株予約権の払込金額	1個あたり 141,700円 (1株あたり1,417円)	1個あたり 190,900円 (1株あたり1,909円)
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1個あたり 100円 (1株あたり1円)	1個あたり 100円 (1株あたり1円)
新株予約権の行使期間	自 2014年8月6日 至 2054年8月5日	自 2015年8月5日 至 2055年8月4日
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)

(注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができます。

2. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(3) 会社役員状況

① 取締役及び監査役の状況 (2016年3月31日現在)

氏名	会社における地位及び担当 または主な職業	重要な兼職の状況
宇佐美 徹 <small>うさみ とおる</small>	取締役社長 (代表取締役)	ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD. 董事長 NEUSOFT CORPORATION 董事
米谷 信彦 <small>こめ や のぶ ひこ</small>	専務取締役 管理担当	
森岡 洋史 <small>もり おか ひろ ふみ</small>	常務取締役 技術・開発担当	
梶原 仁 <small>かじ わら ひとし</small>	常務取締役 生産・購買・品証担当	
水野 直樹 <small>みず の なお き</small>	常務取締役 営業担当	
小林 俊則 <small>こ ばやし とし のり</small>	取締役 米州・欧州担当	ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC. 会長 ALPINE ELECTRONICS (EUROPE) GmbH 社長
遠藤 浩一 <small>えん どう こう いち</small>	取締役 先行開発担当	
田口 周二 <small>た ぐち しゅう じ</small>	取締役 共通技術担当	
池内 康博 <small>いけ うち やす ひろ</small>	取締役 製品設計担当	
河原田 陽司 <small>かわら だ よう じ</small>	取締役 生産・購買担当	DAESUNG ELTEC CO., LTD. 理事
片岡 政隆 <small>かた おか まさ たか</small>	取締役	アルプス電気株式会社 代表取締役会長 株式会社アルプス物流 取締役
長谷川 聡子 <small>は せ がわ さと こ</small>	取締役 弁護士	株式会社朝日ネット 社外取締役 白銅株式会社 社外監査役
飛田 勝美 <small>とび た かつ み</small>	監査役 (常勤)	
江尻 和繁 <small>え じり かず しげ</small>	監査役	
小島 秀雄 <small>こ じま ひで お</small>	監査役 公認会計士	住友重機械工業株式会社 社外取締役
柳田 直樹 <small>やなぎ だ なお き</small>	監査役 弁護士	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 長谷川聡子氏は社外取締役です。
 2. 監査役 小島秀雄氏、柳田直樹氏は社外監査役です。
 3. 監査役 小島秀雄氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 ・監査役 小島秀雄氏は、公認会計士の資格を有しています。
 4. 当社は取締役 長谷川聡子氏及び監査役 小島秀雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出しています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員数 (人)	報酬等の総額 (百万円)
取 （うち社外取締役）	13 (1)	318 (8)
監 （うち社外監査役）	4 (2)	35 (9)
合 （うち社外役員）	17 (3)	353 (17)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 当事業年度末の取締役は12名（うち社外取締役1名）、監査役は4名（うち社外監査役2名）です。上記の取締役及び監査役の人数と相違しているのは、2015年6月18日開催の第49回定時株主総会において退任した取締役1名が含まれているためです。
3. 取締役の報酬限度額は、2014年6月19日開催の第48回定時株主総会において、年額5億円以内（うち社外取締役報酬年額1名当たり1,000万円以内。使用人兼務取締役の使用人分は含まない。）と決議されています。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第40回定時株主総会において、年額5,000万円以内と決議されています。
5. 上記の取締役の報酬等の額には、以下のものが含まれています。
- ・当事業年度における取締役10名に対する役員賞与引当金の繰入額42百万円
 - ・当事業年度における取締役10名に対するストック・オプションによる報酬額25百万円
6. 上記のほか、第49回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、役員退職慰労金16百万円を支給しています。この金額には過年度の事業報告において役員の報酬等に含めた役員退職慰労引当金の繰入額14百万円が含まれています。

④ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 長谷川聡子氏は、株式会社朝日ネットの社外取締役及び白銅株式会社の社外監査役です。株式会社朝日ネット及び白銅株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 小島秀雄氏は、住友重機械工業株式会社の社外取締役です。住友重機械工業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 柳田直樹氏は、損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社の社外監査役です。損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役 長谷川聡子氏は、取締役会に14回出席(14回開催)し、主に弁護士の専門的見地から発言を行っています。
- ・監査役 小島秀雄氏は、取締役会に13回出席(14回開催)、監査役会に6回出席(6回開催)し、主に公認会計士の専門的見地から発言を行っています。
- ・監査役 柳田直樹氏は、取締役会に14回出席(14回開催)、監査役会に6回出席(6回開催)し、主に弁護士の専門的見地から発言を行っています。
- ・上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額 (百万円)
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	58
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—
合 計	58

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しています。

③ 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
58百万円

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人が当社の子会社の計算関係書類の監査をしている事実

当社の重要な子会社のうち、以下に記載する会社は当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC.
ALCOM ELECTRONICOS DE MEXICO, S.A. DE C.V.
ALPINE ELECTRONICS (EUROPE) GmbH
ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.
ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.
DALIAN ALPINE ELECTRONICS CO., LTD.
TAICANG ALPINE ELECTRONICS CO., LTD.
ALPINE ELECTRONICS OF ASIA PACIFIC CO., LTD.

⑤ 解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

⑥ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項
金融庁が2015年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

イ. 処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ. 処分内容

2016年1月1日から2016年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

ハ. 処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容（基本方針）及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

① 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、アルプス電気(株)を中心とするアルプスグループの一員として、グループ創業の精神（社訓）をグループ経営の原点と位置づけ、アルプスグループ経営規範（グループ経営規定、グループコンプライアンス憲章及びグループ環境憲章）のもとで、当社のコンプライアンスについての基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開します。これを踏まえて、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備します。

イ. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の法令及び定款適合性を確保するための体制

- (Ⅰ) 当社は、法令の趣旨や社会の要請、企業倫理に基づいて公正な経営を目指し、良識と責任ある行動をとるため、コンプライアンスの基本理念と行動指針を宣言するとともに、その具体的内容を明確にした社内規定を定めます。
- (Ⅱ) 当社は、利害関係のない独立した社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において経営の方針や重要事項を審議・決定し、また各取締役の職務の執行状況の監督を行うため、当社取締役会規則に決議事項及び報告事項の具体的内容・基準を明確に定めるとともに、このような審議・決定及び監督を行うための能力・資質を有した者が取締役として株主総会で選任されるよう取締役候補者の選定基準を設定します。
- (Ⅲ) 当社は、取締役会決議の適法性を担保するため、上程される議案の適法性に関する確認制度を整備します。
- (Ⅳ) 当社は、取締役の職務の執行に関する適法性監査の実効性を確保するため、当該監査を行うための能力・資質を有した者が監査役として株主総会で選任されるよう監査役候補者の選定基準を設定します。
- (Ⅴ) 当社は、健全な企業風土を醸成するため、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施します。
- (Ⅵ) 当社は、CSR委員会を組織し、企業倫理・社会規範を遵守した行動、及び企業ビジョン等に適った行動の推進を行います。
- (Ⅶ) 当社は、子会社の取締役及び従業員の法令及び定款適合性を確保するための体制として、当社子会社の経営に関する指導・管理を行う制度を整備します。また、当社は、子会社の状況等に応じてコンプライアンスに関する体制の構築とその活動を支援します。

【運用状況の概要】

- ・当社は、グループコンプライアンス憲章、コンプライアンス基本規定を定めるとともに、それらの具体的内容を明確にした各種の社内規定を定めています。
- ・取締役については、選任基準に基づいて取締役候補者を選定し、株主総会に提案しています。
- ・取締役会については、付議内容・基準を定めた取締役会規則・細則に基づき、重要事項につき審議決定するとともに、各取締役から業務執行の報告を受けました。当事業年度は取締役会を14回開催し、ほぼ全てに社外取締役及び社外監査役は出席しました。また、取締

役会決議の適法性を担保するため、事前確認要領に基づき管理担当取締役及びコンプライアンス担当部門による上程議案の事前確認も行っています。

- ・ 監査役については、監査役として職責を全うすることができる者を選定するため、監査役候補者の基準を定め、それに基づいて監査役候補者を選定し、株主総会に提案しています。
 - ・ コンプライアンス教育については、役員に対しては就任時等に、従業員に対しては入社時及び定期的を実施しています。
 - ・ 当社は、アルパイングループ会社経営管理規定に基づき、子会社への経営指導・管理を行うとともに、コンプライアンス等に関する活動を支援しています。また、親会社とはアルプスグループの運営及び管理に関する契約書を結び、グループ運営・管理に関する事項を定めるとともに、独立性を維持しつつ、社長会やグループ監査連絡会などに参加し、グループとしての経営の相乗効果と適正化を図り、適切な内部統制を構築すべく取り組んでいます。
- . 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (Ⅰ) 当社は、取締役会の意思決定に至る過程及び意思決定に基づく執行に関する情報の取扱いを明確にした社内規定を定めます。
 - (Ⅱ) 当社は、各部門が保管する情報・保存方法・閲覧の権限等を社内規定に定め、情報の保存等に関する環境を整備します。
 - (Ⅲ) 当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行に関する当社への報告に関し、各社の役割・機能等を踏まえた報告制度を整備します。

【運用状況の概要】

- ・ 当社は、取締役会規程・細則を定め、議事録の作成・保管方法その他取締役会の運営等を明確にするとともに、文書管理、情報管理及び秘密情報管理等の規定を制定し、それらに基づいた情報の管理を行っています。また、当社子会社はそれぞれ、アルパイングループ会社経営管理規定等に基づき、各社の執行状況等について当社に報告しています。

ハ. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (Ⅰ) 当社は、グループ全体のリスクの統括的管理及び情報の共有化を図るため、リスク管理に関する社内規定を定め、種々のリスクに関する管理・報告の体制を整備します。
- (Ⅱ) 当社は、当社子会社に関連する一定のリスクについて当社への事前協議及び報告体制を整備します。また、当社のリスク管理に関する規定に準拠して各社で体制を整備させるとともに、その状況に応じて必要となる支援を行います。

【運用状況の概要】

- ・ 当社は、リスクマネジメント方針の下、危機管理に関する規定を定め、災害・事故・業務など経営に甚大な影響を及ぼすリスクに関する管理・報告体制の整備・運用をしています。
- ・ 当社子会社に対しては、各社の規模や業態に応じたリスク管理体制を整備させるとともに、アルパイングループ会社経営管理規定に基づき、当社に対しリスクに関する協議・報告を行っています。また、親会社とは、社長会やグループ監査連絡会などに随時参加し、グループ間の連携を図っています。

- 二. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (Ⅰ) 当社は、機能別にそれぞれ担当取締役を設置して執行責任の所在を明確にするとともに、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築します。
- (Ⅱ) 当社は、取締役会において中期事業計画及び事業予算を審議・決定し、各取締役は、その計画に定める目標達成のため行動するとともに、進捗状況を取締役会において報告します。
- (Ⅲ) 当社は、当社グループ全体の基本方針・戦略に基づいて、子会社の運営管理上の区分を定め、これらを踏まえた効率的な業務執行を確保するための体制を構築します。また、各社の状況等に応じて経営・業務の指導及び業績の管理を行う制度を整備します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、営業、技術、生産、管理、品質等の機能別組織それぞれに担当取締役を設置して責任を明確にしています。
 - ・当社では、3年毎に中期事業計画、また毎年事業予算を策定し、半期毎に事業計画審議会を開催し、計画の進捗管理や見直しを行い、取締役会にてこれらの計画の審議・決定を行っています。各担当取締役は、担当分野における計画の進捗状況を取締役会にて毎月報告しています。
 - ・当社子会社については、それぞれに担当取締役を定め、各子会社の業態や規模に応じた効率的な業務執行を行えるように指導、監督しています。アルプスグループ上場会社とは、親会社取締役会で当社経営状況を報告し、社長会にて経営の連携を図っています。
- ホ. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制
- (Ⅰ) 当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開し、当社グループにおける共通の価値観としてこれを共有します。
- (Ⅱ) 当社は、当社グループ内における取引、またアルプスグループ各社と当社グループ取引の価格について、適正な基準を設定します。
- (Ⅲ) 当社は、企業倫理や社内規定及び法令に係る違反の防止、早期発見及びその是正を図るため、当社及び当社子会社において内部通報制度（倫理ホットライン）（以下、「倫理ホットライン」という。）を設置し、通報窓口を定期的に周知します。
- (Ⅳ) 当社の内部監査部門は、当社及び当社子会社の経営・事業に係る活動全般について監査を行い、当該内部監査の結果を代表取締役並びに監査役会及び会計監査人に報告します。
- (Ⅴ) 当社の監査役は、当社子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

【運用状況の概要】

- ・当社は、グループコンプライアンス憲章を定め、グループ全体で共有しています。当社グループ内における取引については取引価格ガイドラインを定め、また、アルプスグループ各社と当社グループとはアルプスグループの運営及び管理に関する契約書に基づいて、適正な取引を行っています。
- ・当社は、倫理ホットラインを設置し、月に一度発行される社報等で通報窓口を周知しています。倫理ホットラインの運用状況については、管理担当の取締役が確認を行い、取締役

会に報告しています。

- ・内部監査部門は、当社及び当社子会社の経営・事業に係る活動全般を監査し、監査の結果を取締役会、監査役会及び会計監査人に報告しています。
- ・内部監査部門が各社及び当社子会社を対象とした内部監査を行い、アルプスグループ監査連絡会などで状況や課題を共有しています。
- ・当社の監査役は、定期的に国内の子会社の社長等と面談を行っている他、海外子会社の社長等とは往査時に面談するほか、事業計画審議会などの場を利用して面談、情報交換をしています。

ハ. 監査役職務を補助する使用人に関する事項

当社は、監査役職務を補助する部署を設け、専任のスタッフ（以下、「監査役補助スタッフ」という。）を配置します。

ト. 当社の監査役補助者の取締役からの独立性及び当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

(Ⅰ) 監査役補助スタッフは、他の職務を兼任せず、専ら当社監査役の指揮命令に従うものとします。

(Ⅱ) 当社は、常勤監査役の同意の下において監査役補助スタッフの人事異動及び人事考課を実施します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、監査役職務を補助する部署を設け、専任の監査役補助スタッフを配置しています。監査役補助スタッフは、当社監査役の指揮命令下にあり、人事異動・考課は常勤監査役の同意を得て実施しています。

チ. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制

(Ⅰ) 当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、取締役による監査役への報告体制を整備します。

(Ⅱ) 当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて、直接または間接的に監査役に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、取締役が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、随時、取締役が常勤監査役に報告ができる環境を整備しています。また、従業員が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、常勤監査役、社外監査役、コンプライアンス担当部門長、親会社コンプライアンス・監査室長を窓口とする倫理ホットラインに通報、相談することができる体制を整備、運用、周知しています。

- リ. 当社子会社の取締役、監査役、使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- (I) 当社は、当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役が直接、または当社の担当取締役等を通して当社の監査役に報告できる体制を整備します。
- (II) 当社は、当社子会社の従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて直接または間接的に当社の監査役に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】

- ・当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役・従業員が直接当社監査役に報告できる体制として、当社の常勤監査役、社外監査役、コンプライアンス担当部門長、親会社コンプライアンス・監査室長を窓口とする倫理ホットライン制度を設置、運営、周知しています。
 - また、主要な海外子会社には内部通報制度を設置し、その従業員が利用できるように指導しているほか、その運用状況を定期的に当社の倫理ホットライン事務局がモニタリングし、その結果を当社の管理担当取締役、常勤監査役、及び社外監査役に報告しています。
- ヌ. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等が監査役に対して報告・通報をしたことを理由とした不利益な取扱いを禁止することを社内規定に定めます。

【運用状況の概要】

- ・当社は、倫理ホットライン規定により、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等が倫理ホットラインに対して報告・通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止しています。
- ル. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について
- (I) 当社は、監査役職務の執行に関する費用について、監査役会で立案した監査計画に基づいた適切な額の予算を確保し、実際に支出する費用を前払または償還します。
- (II) 当社は、監査役が緊急または臨時に支出する費用について、監査役からの請求に基づいて前払または償還します。

【運用状況の概要】

- ・監査役職務の執行に関する費用は、監査計画に基づく予算を確保するとともに、実際に支出した費用を監査役からの請求に基づいて、償還しています。なお当事業年度は、監査役から緊急または臨時に支出する費用の請求は受けていません。

ワ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(Ⅰ) 監査役は、取締役会や予算審議会等の重要な社内会議に出席できるなど、取締役や幹部従業員と定期及び随時に会合を行えることとします。

(Ⅱ) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図れるようにするために、定期及び随時に会合を行えることとします。

(Ⅲ) 監査役は、監査の実施上必要な場合には、外部の専門家を使用できることとします。

【運用状況の概要】

・ 監査役は、取締役会や事業計画審議会等の重要な会議に出席する他、取締役や幹部従業員と定期及び随時に会合を行っています。

・ 内部監査部門及び会計監査人とグループ監査連絡会や監査業務連絡会など定期及び随時に会合を行い、情報や課題を共有しています。

・ 監査役監査基準で外部の専門家を使用できることを明記しています。

フ. 財務報告の適正を確保するための体制

当社は内部統制の整備・運用状況を業務の自己点検や独立部門による評価を通じて確認したうえで、財務報告の信頼性に係わる内部統制の有効性について内部統制報告書に開示します。

② 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更にそれらからの要求を断固拒否する方針を堅持します。反社会的勢力及び団体に対する対応を統括する組織を人事・総務部門内に設置し、社内関係部門及び警察等外部専門組織機関との協力体制を整備しています。また、不当要求に対応するため、対応部門に対する社内研修を実施するなどの教育を併せて行っています。

連結貸借対照表

(2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	205,182	(負 債 の 部)	61,377
流 動 資 産	(130,382)	流 動 負 債	(50,961)
現金及び預金	49,282	支払手形及び買掛金	27,088
受取手形及び売掛金	36,742	未払費用	8,553
商品及び製品	20,885	未払法人税等	893
仕掛品	1,003	賞与引当金	2,027
原材料及び貯蔵品	8,236	役員賞与引当金	42
繰延税金資産	1,168	製品保証引当金	5,617
その他	13,323	その他	6,737
貸倒引当金	△260	固 定 負 債	(10,416)
固 定 資 産	(74,800)	繰延税金負債	4,697
有 形 固 定 資 産	(27,408)	退職給付に係る負債	3,590
建物及び構築物	8,756	役員退職慰労引当金	55
機械装置及び運搬具	6,275	その他	2,073
工具器具備品及び金型	6,160	(純 資 産 の 部)	143,805
土地	4,946	株 主 資 本	(131,534)
リース資産	117	資本金	25,920
建設仮勘定	1,150	資本剰余金	24,905
無 形 固 定 資 産	(2,668)	利益剰余金	82,115
投 資 そ の 他 の 資 産	(44,724)	自己株式	△1,407
投資有価証券	25,343	その他の包括利益累計額	(10,449)
出資金	16,246	その他有価証券評価差額金	7,653
退職給付に係る資産	14	繰延ヘッジ損益	△5
繰延税金資産	702	土地再評価差額金	△1,310
その他	2,423	為替換算調整勘定	5,914
貸倒引当金	△6	退職給付に係る調整累計額	△1,803
資 産 合 計	205,182	新 株 予 約 権	(54)
		非 支 配 株 主 持 分	(1,766)
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	205,182

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(2015年4月1日から
2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		273,056
売上原価		231,107
売 上 総 利 益		41,949
販売費及び一般管理費		36,515
営 業 利 益		5,434
営業外収益		
受取利息	276	
受取配当金	415	
持分法による投資利益	1,256	
その他	577	2,525
営業外費用		
支払利息	379	
為替差損	842	
売上割引	141	
支払手数料	65	
海外源泉税	196	
その他	165	1,789
経 常 利 益		6,170
特別利益		
固定資産売却益	91	
関係会社株式売却益	15,620	
受取補償金	315	
その他	175	16,203
特別損失		
固定資産除売却損	65	
投資有価証券評価損	73	138
税金等調整前当期純利益		22,234
法人税、住民税及び事業税	8,666	
法人税等調整額	2,612	11,278
当 期 純 利 益		10,955
非支配株主に帰属する当期純利益		256
親会社株主に帰属する当期純利益		10,698

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(参考情報)

連結損益及び包括利益計算書 (監査対象外)(2015年4月1日から
2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	273,056
売上原価	231,107
売 上 総 利 益	41,949
販売費及び一般管理費	36,515
営 業 利 益	5,434
営業外収益	2,525
営業外費用	1,789
経 常 利 益	6,170
特別利益	16,203
特別損失	138
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	22,234
法人税等合計	11,278
当 期 純 利 益	10,955
(内訳)	
親会社株主に帰属する当期純利益	10,698
非支配株主に帰属する当期純利益	256
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△1,912
繰延ヘッジ損益	△1
為替換算調整勘定	△4,233
退職給付に係る調整額	△1,002
持分法適用会社に対する持分相当額	△1,082
包 括 利 益	2,722
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	2,637
非支配株主に係る包括利益	85

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	114,741	(負 債 の 部)	29,362
流 動 資 産	(55,748)	流 動 負 債	(25,555)
現金及び預金	8,073	買掛金	16,315
売掛金	29,587	未払金	613
商品及び製品	1,209	未払費用	5,985
仕掛品	208	未払法人税等	21
原材料及び貯蔵品	1,000	前受金	305
前渡金	10	預り金	245
前払費用	653	賞与引当金	931
短期貸付金	2,850	役員賞与引当金	42
関係会社短期貸付金	563	製品保証引当金	1,086
未収入金	8,891	その他	7
立替金	2,060	固 定 負 債	(3,807)
その他	648	繰延税金負債	2,633
貸倒引当金	△8	退職給付引当金	912
固 定 資 産	(58,993)	資産除去債務	6
有 形 固 定 資 産	(9,015)	その他	254
建物	2,254	(純 資 産 の 部)	85,378
構築物	176	株 主 資 本	(80,563)
機械及び装置	147	資 本 金	(25,920)
車両運搬具	117	資 本 剰 余 金	(24,905)
工具、器具及び備品	1,597	資本準備金	24,905
金型	1,305	利 益 剰 余 金	(31,144)
土地	3,288	利益準備金	883
建設仮勘定	128	その他利益剰余金	(30,261)
無 形 固 定 資 産	(1,420)	配当平均積立金	1,750
ソフトウェア	1,037	別途積立金	31,450
ソフトウェア仮勘定	383	繰越利益剰余金	△2,938
その他	0	自 己 株 式	(△1,407)
投 資 其 他 の 資 産	(48,556)	評 価 ・ 換 算 差 額 等	(4,760)
投資有価証券	12,937	その他有価証券評価差額金	6,076
関係会社株式	16,005	繰延ヘッジ損益	△5
その他の関係会社有価証券	431	土地再評価差額金	△1,310
出資金	131	新 株 予 約 権	(54)
関係会社出資金	16,879	負 債 ・ 純 資 産 合 計	114,741
従業員長期貸付金	34		
長期前払費用	2,025		
差入保証金	107		
その他	10		
貸倒引当金	△6		
資 産 合 計	114,741		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(2015年4月1日から
2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		161,647
売上原価		160,610
売 上 総 利 益		1,037
販売費及び一般管理費		9,046
営 業 損 失		△8,009
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	5,472	
その他	270	5,752
営業外費用		
支払利息	5	
為替差損	540	
支払手数料	65	
海外源泉税	196	
その他	46	854
経 常 損 失		△3,111
特別利益		
固定資産売却益	20	
その他	6	27
特別損失		
固定資産除売却損	12	
投資有価証券評価損	73	85
税 引 前 当 期 純 損 失		△3,169
法人税、住民税及び事業税	△284	
法人税等調整額	2,178	1,893
当 期 純 損 失		△5,063

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年5月17日

アルパイン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松岡 寿史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花藤 則保 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルパイン株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルパイン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年5月17日

アルパイン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松岡 寿史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花藤 則保 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルパイン株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

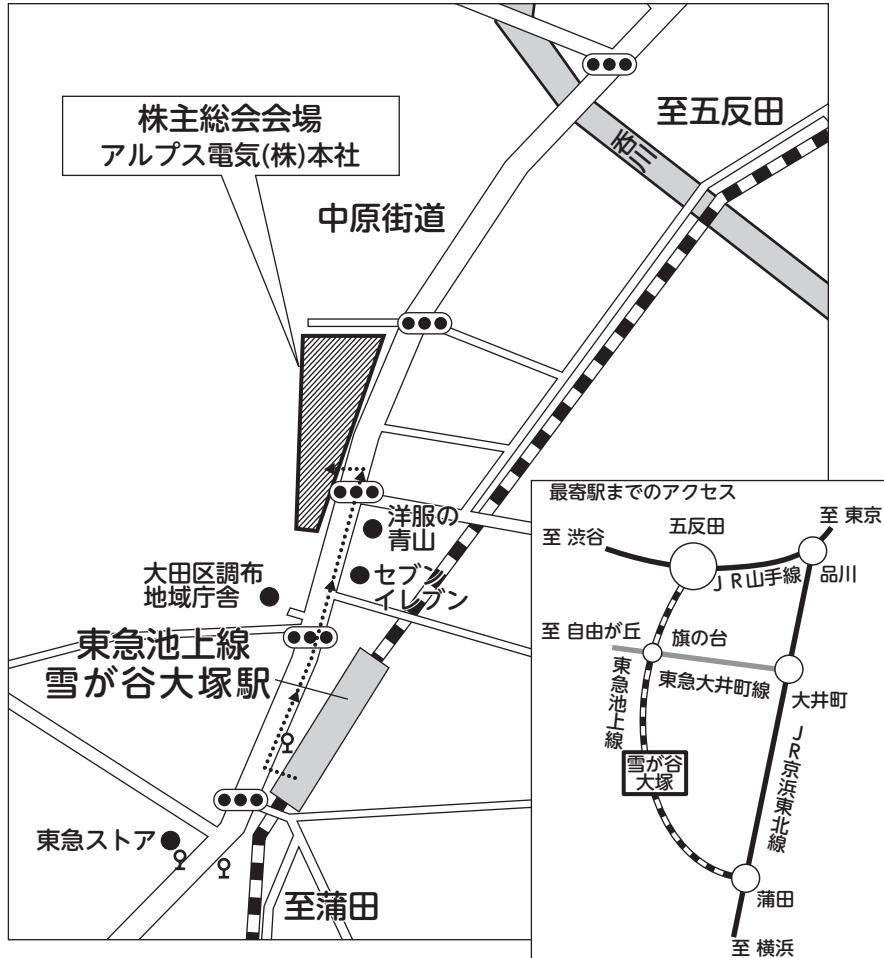
会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月24日

アルパイン株式会社	監査役会
常勤監査役 飛田勝美	Ⓜ
監査役 江尻和繁	Ⓜ
社外監査役 小島秀雄	Ⓜ
社外監査役 柳田直樹	Ⓜ

以上

(会場ご案内図)



<交通のご案内>

- ・電車でご来場の場合 東急池上線「雪が谷大塚駅」下車 徒歩約5分
五反田駅より8駅目(約12分)
蒲田駅より6駅目(約10分)
- ・バスでご来場の場合 東急バス「雪が谷バス停」下車 徒歩約5分
「蒲12」 田園調布駅(東急東横/目黒 各線) ⇄ JR・蒲田駅
「多摩01」 多摩川駅(東急東横/目黒/多摩川 各線) ⇄ 東京医療センター
「渋33」 多摩川駅(東急東横/目黒/多摩川 各線) ⇄ JR・渋谷駅西口バス・ミナル

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。